

「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」 進行についての意見

2024年2月21日

弁護士 宮村 啓太

1 意見

自動車運転による死傷事犯の罰則に関する法改正を検討する場合には、改正の必要性及び相当性を基礎付ける具体的な立法事実の有無について慎重な検討をするべきであると考えます。

2 理由

「運転免許統計令和4年版」（警察庁交通局運転免許課）によれば、わが国の運転免許保有者数は約8184万人であるとされています。自動車を運転するにあたっては、多少の速度違反をはじめとする何らかの交通違反をおかしている運転者が多いのが実情であり、自動車事故は、誰もが被害者になりうると同時に加害者にもなりうるものです。

自動車事故は時として重大な死傷結果を生じさせてしまいます。もともと、自動車事故が生じる要因は、加害者とされる側の運転態様のみならず、道路の形状や、周囲の交通状況のほかに、被害者とされる側の運転や歩行の態様にもある場合が少なからずあります。このことは、自動車事故に関する民事訴訟で過失相殺がなされる事例が少なくないことから明らかです。

刑罰は、故意に結果を生じさせた場合にのみ科されるのが原則であるところ、例外的に過失犯や結果的加重犯を処罰する場合にも、刑罰の重さは行為者の責任の大きさに応じたものでなければなりません。重大な死傷結果が生じた事案においても、上述したように自動車事故が生じる要因は複合的ですから、加害者とされる側の責任の大きさはケースバイケースであり、速度やアルコール濃度等のみで責任の大きさが定まるものではありません。

自動車運転による死傷事犯の罰則が不当に拡大されてしまった場合には、自動車を運転する多くの者が責任の大きさに見合わない刑罰を科されるおそれがあることになってしまいます。そのような事態とならないよう、罰則に関する法改正を検討する場合には、改正の必要性及び相当性を基礎付ける具体的な立法事実があるのかについて、慎重な検討がなされるべきです。

以上